

○保護者説明会にていただいた主な質問について

※本文中「子供教室」とあるのは「放課後子供教室」、「児童会」とあるのは「放課後児童会」のことです。

5月24日（日）9時30分～10時40分

参加人数 114名

- Q 1 事業者が決定したら、保護者向けの説明会は実施されますか。
- A 1 委託事業者決定後、必要に応じて事業者による説明の場を設けることを検討しております。詳細については、決まり次第お知らせいたします。
- Q 2 児童会が民営化することによって、職員数が減ることはありますか。
- A 2 職員配置については、国が定める基準及び仕様書に基づき実施いたします。必要な体制を確保したうえで運営いたします。
- Q 3 子供教室と児童会は、同じ事業者が運営するのですか。
- A 3 子供教室と児童会については、同じ事業者が運営します。
- Q 4 児童会が民営化することにより、設定されている利用料は事業者によって変わってしまうのでしょうか。
- A 4 利用料は市が設定しております。事業者・児童会ごとに料金が変わることはありません。
- Q 5 児童会の民営化によって、こどもたち1日の過ごし方（スケジュール）は変わりますか。
- A 5 基本的な運営方針は変わりません。事業者ごとの特色を生かしたプログラムが実施される場合があります。例として、スポーツ活動、英語活動、工作、季節行事等、遊びや体験の幅が広がることが期待されます。子供教室においては、前月におたよりを配付いたしますので、気になるプログラムがある日に参加していただくことも可能です。
- Q 6 現在、児童会を利用しています。利用している部屋に対して人数がひっ迫しているように思いますが、子供教室を開設することで、児童会の部屋が狭くなることはありますか。
- A 6 子供教室は、児童会とは別の部屋を学校からお借りして実施します。児童会室を縮小して実施することはありません。児童会について、他校の実績では、子供教室開設後、児童会の登録児童数が概ね1割程度減少した例があります。
- Q 7 子供教室では、児童会のように各クラスに分かれて活動するのですか。
- A 7 クラスを分けることは想定しておらず、参加児童が自由に活動できる形を予定しております。
- Q 8 現在児童会に勤務している児童支援員は継続して勤務されますか。
- A 8 支援員本人の希望が前提となります。希望がある場合には、委託事業者へ継続勤務について協議してまいります。

- Q 9 9月の委託事業者決定後、4月までの流れはどのようになりますか。
また、保育園が民営化する場合には、引継ぎ保育がありますが、児童会もありますか。
- A 9 事業者決定後、2月から3月頃に引継ぎ期間を設ける予定です。この期間中に、現在の職員と新事業者が連携し、児童や保護者との関係づくり、情報共有等を行います。
- Q 10 児童会において、長期休業でのお弁当の注文等は検討していますか。
- A 10 現在、児童会を運営している民間委託事業者では、お弁当注文の受付を実施している事例があります。導入の有無については、事業者よりお知らせします。
- Q 11 応募事業者がいなかった場合はどうなりますか。
- A 11 これまでの実績から、応募がない可能性は低いと考えておりますが、適切な運営が継続できるよう、市として対応を検討してまいります。
- Q 12 児童会の民営化は、現在の児童会における保育のクオリティの向上を目的として、市にて仕様書を作成したうえでの公募という認識でよいですか。
- A 12 既に委託事業者の運営による児童会については、満足度調査においても、保護者の方から高い満足度を得られていると認識しています。適切な保育が継続できるよう、仕様を定め公募いたします。
- Q 13 公開プレゼンテーションは、保護者も出席できるのでしょうか。また、意見を反映してもらえるのでしょうか。
- A 13 希望があれば傍聴することが可能です。その中で、ご意見等について意思表示をすることができます。しかし、採点については、選定委員が評価基準に基づき採点します。開催日時等の詳細は改めてお知らせいたします。
- Q 14 選定された委託事業者が適切に運営しているかはどのように評価するのでしょうか。
- A 14 保護者からの満足度調査、3年に1度実施する第三者評価機関での調査等において、事業者運営状況を確認・評価しています。
- Q 15 契約形態は、単年度契約もしくは長期業務委託契約になるのでしょうか。
- A 15 公募型プロポーザル方式で選定し、契約については単年度となり、最大5年間契約できるものとしています。
- Q 16 保護者会では、過去に会費を集金し玩具の購入にあてるなど対応していましたが、民営化後、事業者から保護者会の継続が求められるなど、保護者に求められるものを教えていただきたいです。
- A 16 保護者会は保護者の皆様の自主的な組織であるため、市から継続や解散を求めるものではありません。必要に応じて、事業者との調整について市が支援することは可能です。
- Q 17 民営化により、開室時間が短縮されることはあるのでしょうか。
- A 17 学童の開室時間に変更ありません。
- Q 18 子供教室は、長期休業日にクラブ活動後に登室することは可能でしょうか。

- A 1 8 クラブ活動後の登室は可能です。しかし、子供教室に一度登室したあとに中抜けはできません。
- Q 1 9 児童会も子供教室の資料のようなQ & Aを作成していただきたいのですが、いかがでしょうか。また、本説明会で出た質問内容は共有されますか。
- A 1 9 児童会についても、本説明会でいただいたご質問等を踏まえ、Q & Aを作成し、保護者の皆様へ共有いたします。
- Q 2 0 事業者と保護者会での打合せの場を設けていただくことはできますか。その場合、児童育成課に問い合わせればよいのか。
- A 2 0 これまでの民間委託実施校において、事業者と保護者会で話し合いをしている実績がありますので、市が間に入り、事業者との打合せの場を設けることは可能かと思えます。
- Q 2 1 公開プレゼンテーションの傍聴の詳細については、保護者説明会の通知と同じようにメール等にてお知らせがあるのでしょうか。
- A 2 1 市ホームページ等にて御案内させていただく予定です。また、入退室管理システムにおいても御案内は可能ですので、対応を検討します。
(※追記：昨年度公開プレゼンテーションを実施した学校については、tetoruにて保護者の皆様に配信しておりますので、今年度も同様の御案内をさせていただきます。)
- Q 2 2 委託事業者の決定は、どのような点が評価されるのでしょうか。また、委託事業者の決定におけるプロセスは公表されるのでしょうか。
- A 2 2 評価表は市ホームページで公表します。事業者の評価は市で選定委員会が組織されており、評価基準に基づき選定委員が評価し委託事業者を選定します。こどもの安全・安心な居場所であるか、保育の質はどうかなどを重視しています。
- Q 2 3 保護者会は令和8年度末をもって解散する予定となっておりますが、委託事業者の希望で継続してもらいたい旨の申出がある場合は、保護者会に対してお知らせしていただくことは可能でしょうか。
- A 2 3 これまでの実績では、事業者から保護者会を継続してもらいたい旨の申し出はありませんでした。
- Q 2 4 現在勤務している支援員の先生がガラッと変わってしまうのは、こどもたちにとってはストレスとなることから、民営化後も長時間勤務が可能な支援員は配置してもらいたいです。
- A 2 4 長時間勤務する職員の配置は予定しています。また、2か月間の開設準備期間で、こどもたちとの信頼関係を構築していくこととしています。現在勤務している支援員が引き続き勤務するかについては、残る支援員もいるかと思えますが、あくまで本人の意思によるものになることは、ご理解いただければと思います。